里耶秦簡の情報システム

―― 秦代の郡県制をめぐって ―

藤田勝

はじめに

秦代の文書システム-処理と保存

里耶秦簡の情報システムー管理と運営

秦帝国の社会システム

おわりに

はじめに

むといわれ、三〇数点の写真と釈文がある。 している。簡牘の年代は、秦王政(始皇帝)二十五年(前二二二)から二世皇帝二年(前二〇八)までの紀年をふく 『文物』二〇〇三年一期には、遺跡の発掘簡報(以下、「簡報」)と簡牘の概略が発表され、約三六、〇〇〇枚と紹介 里耶秦簡は、二〇〇二年六月に湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県の里耶古城の一号井戸(J1)から出土した。

1湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処、 発掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期) 龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戦国-秦代古城一号井

2湖南省文物考古研究所、 湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選釈」(『中国歴史文物』二〇〇三年一

などが明らかとなった。 さらに二〇〇七年には、遺跡の正式報告書(以下、『発掘報告』)が刊行され、ここに城郭遺跡と周囲の墓葬の年代

3湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』(岳麓書社、二〇〇七年)

泥匣などを追加している。このサンプル資料は、古城の城壕から出土した戸籍簡牘をふくめても一〇〇枚以下で、ま 減の原因、 の政府の檔案であり、当時の社会の各方面におよんでいる。たとえば人口、土地、賦税、吏員、 だ全体の○・三%にも満たない。しかし先の「簡報」の資料を補足して、現時点での研究の基礎になるものである。 里耶秦簡の内容は、長江中流域にある南方社会の実態を示している。『発掘報告』によれば、秦代の洞庭郡遷陵県 『発掘報告』では、簡牘の総数を三七、〇〇〇余枚として、新たに祠先農簡や、戸籍簡牘、 倉庫の管理と糧食俸禄の放出、道路・郵駅・津渡の管理と設備、兵器の管理と配置、 地名里程簡、 中央政府の政令の伝 刑徒の登記とその増 笥牌、

ざまな観点から研究が進められている。私も、拙稿「中国古代の秦と巴蜀、楚」(二〇〇三、二〇〇六年)、「『史記 〇〇六年)などで簡単な展望をした。ここで注目したのは、とくに木牘の形態と、県レベルの文書行政、情報伝達の 秦漢史像の復元」(二〇〇四年)、「里耶秦簡と秦代郡県の社会」(二〇〇五年)、「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」(二 こうした豊富な内容と分量をもっているため、里耶秦簡は始皇帝陵の兵馬俑と並ぶ秦代の二大発見といわれ、さま 達と執行、民族矛盾、民事紛争の処理などであるという。

ム」ということにする。 (5) の実情がうかがえる。このように狭義の文書システムをもとに、行政の運営を支える体系を、ここでは「情報システ あり方(処理や保存)である。その結果、これまでのサンプル資料だけでも、公文書の伝達をこえて、秦代地方統治

始皇帝とその時代を考えるために、将来の公表にむけての基礎作業としておきたい。 それが行政機構と情報システムの不備ではないとすれば、それはどのような原因なのだろうか。ここでは、こうした のは、このような郡県制の運営が整備されていながら、なぜ秦帝国は短期間で滅んでしまったのかということである。 そこで本稿では、『発掘報告』をもとに里耶秦簡の情報システムを整理してみたいとおもう。そのとき問題となる

一 秦代の文書システムー処理と保存

記すという。 封泥を説明している。封泥匣の文字は二○○余枚あり、1類は始発と終点の地名を記し、2類は物品の名称と数量を ⑧、⑨、⑫、⑯の簡牘を紹介しており、これは井戸に入れられた時期と逆の配列である。また笥牌の形態や、封泥匣、 は、 まず里耶秦簡のサンプル資料について、その構成を説明しておこう。「簡報」と『発掘報告』によると、里耶秦簡 ⑩層C、⑫層、⑮層、⑯層Aの簡牘である。「簡報」では、層位の順にしたがって、⑤7「九九」木牘から、⑥、 井戸の層位によって、第⑤層~⑥層で発見されている。すなわち第⑤層の戦国楚簡と、第⑥層B、⑧層A、⑨層 封泥は一○余枚で多くは破損し、「□陵□印」「〔洞〕庭〔司〕馬」「酉陽丞印」「酉□丞□」などを紹介

「発掘報告」の概況では、 簡牘の多くは二三センチ(秦代の一尺)で、幅は一・四~五センチという。 一枚の木簡

う。このような簡牘は、一簡牘と封検、二祠先農簡、三地名里程簡、四戸籍簡牘(古城から出土)、五封泥と笥牌に 第789層の資料である。 分類されている。 紐で編んだ冊書は発見されていない。また符券類は、長さが三七~四六センチ(秦代の二尺)で、少量は不規則とい 木牘には、一行あるいは二〜七行に書写されている。その形態は、二本の紐で編むか、そのまま編まずにしてあり、 る。二の祠先農簡は、第40⑤層の資料であり、三の地名里程簡は、⑥12、⑥52、⑰14の資料である。五封泥と笥牌は、 一の簡牘と封検は、「簡報」と同じように、⑤7の竹簡から⑥、⑧、⑨、⑫、⑯の順に配列してい

券約、3司法文書などをあげている。 れる同行文書、県で集約して郡や中央に送られる上申文書ということになる。また限られた用途として、1簿籍、2 ている。これは伝達の性格によって、中央や郡から県の官府に送付される詔書や下達文書と、同級の官府でおこなわ の詔書をふくむ上級から下級官府への下行文、2同級の官府による平行文、3下級から上級官府への上行文に区分し このような簡牘の参考として、李均明氏の秦代公文書に関する考察がある。ここでは一般的な様式として、1皇帝(6)

行政機構の施設 によって確実にリレーして伝達される。ここでは「以郵行」(郵を以て行れ)の用語がある。一般の文書は、 作成する。その配送の手段は、皇帝の制書や緊急、財務などの重要な文書は、郡県に置かれた郵(もしくは駅、 その結び目に封泥で封印する。この公文書を、配送する方向にしたがって「一封」「二封」のように記録 の文書行政のシステムが明らかにされている。その方法は、簡牘の文書に検(宛名を書いた札)を付けて紐で縛り、 漢代の公文書が通信される過程は、張家山漢簡『二年律令』の「行書律」や漢簡によって、前漢時代から後漢時代 このほか「吏馬馳行」(馬で走る)や、「行者走」(運ぶ者が走る)、伝馬などによる区分がある。また文書の伝達 (県の伝舎、亭など)を通じて順次に伝達される。ここには「以次行」(次を以て行れ) (郵書)を 郡県の 置

には、配送する里程の設定や、その距離に応じたノルマ、遅配した場合の処罰(郵書失期)などの規定があった。こ(8)

れと関連する規定は、睡虎地秦簡『秦律十八種』の「行書律」「内史雑律」にもみえている。

された、洞庭郡の文書を示している。 送付されたものがあり、これと同じ文面の検も出土している (」は改行を示す)。これは遷陵県に郵を通じて配送 こうした公文書に関する制度は、里耶秦簡にもうかがえる。たとえば封泥匣には、 洞庭郡から郵を通じて遷陵県に

- ⑥2正(検):遷陵以郵行」
- ⑦1、⑦4封泥匣:遷陵以郵行」 洞庭

(9)983封検: 酉陽

洞庭(図版『湖南十大考古新発現陳列』)

また木牘⑮3には、「尉曹書」を伝達する記録がある。

尉曹書二封。丞印。一封詣零陽。一封詣昆陽邑。 九月己亥。水下八走印?以□

県は文書を別の官府に伝達している。これらは、いわゆる下達文書などの通信である。 これらの資料によると、秦代の洞庭郡の県では、上級の官府から封印された公文書を受け取っている。同じように、

料は、「移動する公文書」の本文ではなく、郡県の文書を木牘で処理した控えの形式となっている。ここでは巻末の料は、「移動する公文書」の本文ではなく、郡県の文書を木牘で処理した控えの形式となっている。 の早い下層から第⑧層の順に配列している。これによると木牘の行政文書には、つぎのような特徴がある。 受信、本文、発信の欄に分けて記入している。ただし資料の層位は、「簡報」『発掘報告』とは反対に、おおむね年代 表1によって、簡牘の形態を分析してみよう。その形式は、「簡報」のサンプル資料を基礎として、文書の内容を、 ところが里耶秦簡では、今のところ、皇帝の詔書や、中央からの下達文書は公表されていない。そしてサンプル資

里耶秦簡のなかで、木牘の用途を伝える好例は、⑩5、6の資料である。この二つの木牘の正面には、まったく同

四七

文は、 る際には、必ず先に悉く城旦春と隷臣妾、居貲贖債のものを行れ。急事で留めることができないとき、乃ち(一般の) が、県嗇夫と卒史の嘉、仮卒史の穀、属の尉に告げたものである。そこでは、中央からの令に「伝送し貨物を輸送す 文が書写されている。その内容は、始皇帝の二十七年(前二二〇)二月丙子朔の庚寅の日(一五日)に、洞庭守の礼 徭役を興せ」という規定にしたがって、洞庭郡で輸送の労働力を徴発する対応を指示している。したがって木牘の本 洞庭郡から所属の県に出された命令であり、その一つが遷陵県に届いたことになる。(②)

木牘(6)5、 6の裏面をみると、その左側に受信の記録を書き、右側に発信の記録を書いている(「図」は簡報の写

⑯5背面(図二二左三。彩版三十二左3)、彩版は『発掘報告』の写真番号)。

右:〔三〕月丙辰。遷陵丞欧敢告尉。告郷司空·倉主。前書已下。重聴書從事。 郷別啓陵・貳春。皆弗留脱。它如律令。/釦手。丙辰水下四刻。隷臣尚行。 尉別都郷·司空。 司空傳倉。 都

左:2三月癸丑水下盡□。陽陵士□匄以来。/邪手。

⑯6背面(図二五左三。彩版三十五左3) 1 〔二〕月癸卯水十一刻刻下九。求盗簪褭陽成辰以来/羽手

右:1三月庚戌。遷陵守丞敦狐敢告尉。告郷司空・倉主。聴書從事。尉別書都郷・司空。司空傳倉。都郷別啓陵

貳春。皆勿留脱。它如律令。/釦手。庚戌水下□刻。走袑行尉

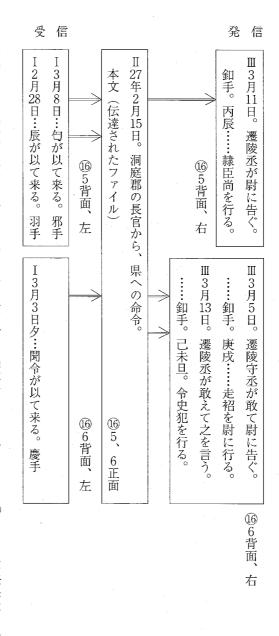
2三月戊午。遷陵丞欧敢言之。写上。敢言之。/釦手。己未旦。令史犯行。

左:〔三月〕戊申夕。士五(伍)巫下里聞令以来/慶手

如手

これは一見すると、⑯5の右、 ⑯6の右1「敢告……它如律令」という下達文書と、 ⑯6の右2一敢言之。……敢

を伝達する控えと、副本(写し)であることを示している。これを図示すれば、その処理の流れがよくわかる。 言之」という上申文書が混ざっているようにみえる。しかしこの木牘は、 郡が通信した公文書の実物ではなく、



の徴発にかかわっており、ふたたびⅠ三月三日に文書が到達した。そこで県廷では、⑯6のⅡ本文を書写して控える とおもわれるが、下部の機構に直ちに伝えられたかは不明である。ところがこの命令は、農作業が始まる時期の労役 この文書は、洞庭郡から発布されたあと、Ⅰ二月二十八日に遷陵県に届いた。このとき⑮5のⅡ本文が書写された Ⅲ三月五日に守丞が下部の県尉に伝達した。

四九

県の丞が、文書を書写したことを「敢言之」と報告している。これは隣県を通じた洞庭郡への返答であろう。 ⑩5背面に「前に書を已に下したが、重ねて」という文言がある。それと同時に⑯6背面には、Ⅲ三月十三日に遷陵 この文書は、さらにⅠ三月八日にも届いており、ふたたびⅢ三月十一日に県の丞が県尉に伝達している。そのため

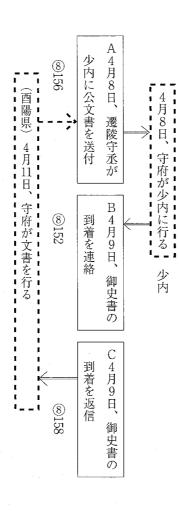
に移動しないものである。だからこそ、こうした控えの文書群が遷陵県の井戸から発見されたものと考える。 無効になれば、それは廃棄されることになる。いずれにせよ、このような控えと保存された資料は、原則として他所 の概念とはちがって、県の官府で処理される控えであり、基本的に保存される性質をもっている。しかしその内容が 控えとして、受信・発信の記録と、本文の副本を書写したものと推測される。これは従来の移動する公文書(行書) が通信した公文書や、県の下部に送付される文書の実物ではない。それは郡の文書を県が受け取り、それを処理する このように木牘⑩5、6の文書をみると、たしかに上級からの公文書の内容を知ることができる。しかしこれは郡

と空間をこえて送信できないために、別に郵あるいは行政の施設によって公文書を配送する点である。ただし控えと いることである。これはあたかも現代の電子メールの原理と、まったく同じである。電子メールと異なるのは、時間 て副本を作成し、情報を処理するという原理は、すでに木牘という形態で実施されている。 このとき注目されるのは、木牘一枚によって、受信、本文、発信(転送)の処理が一目で確認できるようになって

簡などの形態で、処理の控えだけの資料が出土している。また本文を保存するケースは、木牘⑮5、6の命令と、睡ௌなどの形態で、処理の控えだけの資料が出土している。また本文を保存するケースは、木牘⑯5、6の命令と、睡 る法令や文書は、実際の公文書ではなく、その副本と控えや、あるいは廃棄された資料の一部ということになる。 いまのところ里耶秦簡では、受信や発信記録だけの控えはみえないが、すでに戦国楚の包山楚簡には、「疋獄」「受期 こうした原理をみると、受信や発信記録だけを控えとしたり、あるいは本文だけを保存するケースが想定される。 の形式が同じことから、 戦国秦では命令を竹簡に書写していることを紹介した。だから古墓にみえ

の流れを知ることができる。 もつ文書である。木牘⑧156は、これと直接的に接続するかは不明であるが、三つの木牘は関連して、官府での文書 遷陵県をめぐる文書の伝達を、もう一つみておこう。木牘⑧152、158は、三十二年(前二一五) 四月の同じ日付を

裙程書」(長二三、幅一・五センチ。図版『湖南十大考古新発現陳列』湖南省博物館) 文書のやりとりを図示すれば、つぎのようになる。またここにみえる「御史書」と関連して、⑧153「御史問直絡 の資料がある。



が県から、すぐ同日に少内に伝達されている。 が伝えられているはずである。その内容は、「書到らば言せ」「它は律令の如くせよ」とあり、下達文書である。これ 四月丙午朔であることから、⑧152、158と同じである。この文書に受信の記録はないが、これより先に郡から公文書 木牘⑧156は、三十二年四月八日に遷陵守丞の色が、官府にある少内に公文書を送付したものである。その年月は、

已到」のように、文書が届いたことを返信するのも、電子メールと同じ機能である。 し発信したのは、四月十一日である。これで県の官府での文書のやりとりが復元できる。このように「書到言」と「書 牘⑧158によると、同じ四月九日に、遷陵守丞の色は、酉陽県の丞に、「御史書」を受け取ったと返信している。ただ 返事をしている。この文書は、佐の処という人物が県に持って来ており、その受信の記録が⑧152である。そして木 木牘⑧152は、この返事かどうか不明であるが、翌日の四月九日に、少内が県廷からの「御史書」を受け取ったと

の例は、以下にもみえている。う標題の証明を添付して、少内の部署にある財務の責任を明確にしているのではないだろうか。「某発」と記す標題 これまで「署」とは文書に標題を記すことで、「発」とは文書の封泥を開封するとみなされている。これによれば、 ている。つまり少内では返信するとき、宛名を付けた「敢言之」という文書のほかに、指示に対する「金布発」とい 牘⑨1~12で論じたように、「某発」とは担当を明らかにする意味で、添付するファイルの標題ではないかと推測し 文書を受け取るとき「金布が開封する」か、あるいは返信のとき「金布の開封」を指示することになろう。また「御 しかし少内や返信された官府が、その中身を見ないで、ほかに開封を指示するのは不自然である。これについては木 史書」に、⑧153のような標題が付けられているとすれば、発信もしくは返信の文書に「金布発」と記すことになる。 ここで注意されるのは、木牘⑧156で上からの公文書の受け取りを返信するとき、「署金布発」という指示である。

木牘一枚の形態で処理されている。また「御史書」のタイトル簡や、返信の文面からみれば、本文の保存や、添付ファ ともかく⑧156、152、158からは、実際に送付される文書のほかに、発信と本文の控えや、受信と本文の控えが、

イルの存在が想定できる。

⊗155:廷主」戸發」

木牘:廷戸

發(長一一・八、幅三センチ。図版『湖南十大考古新発現陳列』)

する副本の形態であることがうかがえる。「簡報」や『発掘報告』では、木牘一枚で完結する内容が多いと報告して くむ文書)の形式ではない。それは郡県内のやりとりであり、1文書を処理した受信・発信の控えや、2文書を保存 おり、そこから里耶秦簡は、官府での処理と保存の形態が多いのではないかと推測するのである。 このように里耶秦簡の文書は、直接的には、漢簡研究の対象とされた中央と地方を結ぶ公文書(宛名と発信者をふ

二 里耶秦簡の情報システムー管理と運営

係は、 る。それによると、上申文書で多いのは、簿籍や爰書を上級官庁に送る形態といわれる。そして帳簿と送り状との関語 それでは簿籍(戸籍や帳簿)の場合は、どのような形態であろうか。すでに居延漢簡では、永田英正氏の研究があ 居延新簡の冊書EJT37・1537~1558簡(『文物』一九七八年一期)を一例として、つぎのように説明されて

いる。



これによれば、 下部にある莫当隊の備品リスト (簿籍簡牘) は、 **橐他候官の一・橐他莫当際始建国二年五月守御器**

五三

里耶秦簡の情報システム

庁に送られる古文書 よって、肩水都尉に送られる上申文書になるという。これによって帳簿は、ただ物品リストとしてではなく、 丙寅朔丙寅。橐他守候義。 簿」というタイトル簡(標題簡)で挟むことによって帳簿となる。しかしさらに、候官が作成した「始建国二年五月 (報告書) として理解できるようになった。 敢言之。謹移莫当際守御器簿一編。敢言之」の送り状 (簿籍送達文書簡) を付けることに

府に送ったという。これが年度末に中央に送られる上計の基礎になる。そして都尉府や候官では、(『) る最末端の機関とみなしている。 数の記録を点検して、その内容をチェックした。この辺境の組織では、内郡の県にあたる候官が、行政文書を作成す このとき永田氏は、候官の下部からは簿籍がすべて送られ、県では控えの簿籍をのぞいて、それらを集約して都尉 過去の簿籍や、

料を追加している。 のサンプル資料を基礎として、それぞれ受信、本文、発信の欄に記入したものである。また表の下には、その他の資 こうした点を参考にしながら、 里耶秦簡の簿籍について考えてみよう。巻末の表2は、文書と同じように 簡報

えを作成していることが確認できる。また移籍の問題を通じて、県の下部にある都郷と啓陵郷で戸籍を作成して、県 年齢を問うものである。この文書は、甲辰(五月二四日)に県に届き、それを県の守丞が、ふたたび都郷に下してい が全体を掌握していることが注意される。 ここでは、木牘⑯9が注目される。この資料は、二十六年(前二二一)五月二〇日に啓陵郷が作成した県への上申 これは簿籍の簡牘ではないが、内容が戸籍にかかわる文書も、本文となる文書のほかに、受信-本文-発信の控 遷陵県が受信して、本文と発信を控えたものである。その内容は、都郷へ戸籍を移動するにあたって、その人の

里耶秦簡には、 卒の名籍をうかがわせる資料がある。それは木牘⑨1~12で、 陽陵県の債務労役を記した一連の文

る。これもまた「移動する文書」に対する控えであり、ここでは県単位で集約される卒リストの保存が想定される。 遷陵県でも、これらの卒一人を一枚の木牘に記しているのは、これが伝達される文書の原本ではないことを示してい こうした卒に関する命令と報告が機能するためには、陽陵県、洞庭郡ともに名籍の控えが必要である。また出土した 書である。その要点は、まず陽陵県の司空が、始皇帝三十三年(前二一四)三月から四月にかけて、債務労役の卒十(忽) ただし⑨1~12の形式は、遷陵県の側からみれば受信と本文のみで、発信の記録はない。 所轄の県に一括して通達したらしく、卒十二人の文書が三十五年(前二一二)四月七日の同日に遷陵県に届いている。 返答がなかった。陽陵県は、三十四年六月から八月にかけて、ふたたび洞庭尉の指示をあおいだ。そこで洞庭尉は 一人の「校券」を備えて県に提出している。それを陽陵県は、三十三年四月に洞庭の郡尉に報告して指示を求めたが

つぎに器物簿の形態を示すのは、木牘⑧147である。

遷陵已計卅四年餘見弩臂百六十九。」•凡百六十九

出弩臂四輸益陽。」出弩臂三輪臨沅。」〔◆〕凡出七。」今八月見弩臂百六十二

は、別に控えが作成されたであろう。これは永田氏が指摘されるように、確認の意味をふくんでおり、もう一つの機 の形態で送付するとしても、その控え(副本)を別に残していると考えるのである。また益陽と臨沅への貸し出しに 計した帳簿の控えではないかと推測される。つまり、これを上申文書として送付するときには、送り状を備えた文書 送り状を付けた形跡がなく、上申文書の形式ではない。先の文書の形態からみると、やはり同じように三十四年に集 のうち、益陽と臨沅に貸し出した七弩を差し引いて、現在の計一六二としている。しかしこの木牘は、 この資料は、三十四年(前二一三)に、遷陵県が弩の在庫の帳簿を作成したものである。ここでは、在庫の一六九 帳簿の前後に

することができる。また簿籍では、以前と比べて増減や、毀損、貸し出しをチェックするためには、双方に控えがな 保存したのではないかと想定するのである。 くては次の帳簿作成も困難であろう。したがって県の官府や下部の機構は、送付する上申文書のほかに、必ず控えを ものである。しかしそれは次期の基本台帳ともなり、それによって人員と在庫の確認や、その増減と欠損などを計算 こうした想定は、簿籍の用途にもかかわっている。すなわち簿籍は、戸籍や帳簿の記録であり、上計の基礎になる

補足してみよう。 ところが簿籍には、さらに行政の運営にかかわる重要な役割がある。それは人員や数量を記録し確認するだけでは 簿籍によって実際の人員や財務の管理をするという用途をもっている。この点を、 戸籍簡と洞先農簡によって

残簡一四枚である。完全なものは、長さが四六センチ(秦代の二尺)で、幅は○・九~三センチという。その一例は、 つぎのような形態である。 戸籍簡は、井戸の資料ではなく、 古城北の壕の底部(K11)から出土したものである。整理されたのは、一〇枚と

K27(幅一・六センチ、彩版三十六、1、2)

南陽戸人荊不更蛮強 子小女子駝 妻日 嗛 伍長 臣日聚 子小上造□ 2 1

の形式という。荊は楚国を指し、秦が占領したあとに楚の爵位を記したとする。第二欄には、戸主あるいは兄弟の妻 『発掘報告』の説明によると、 第一欄は、 戸主の籍貫、 爵位、 姓名を記し、ここでは一般に「南陽戸人荊不更某某_

白になっており、第四、第五欄の間に横線を引いて区分しているが、必ずしも一枚目と平行していない。『発掘報告』 料は、写真をみると二枚の木簡であり、第二、第三欄の間には横線を引いている。また二枚目では、第一欄の横は空 臣(奴隷)や母の名があり、ないものは空白とする。また第五欄の左には、「伍長」と記す例がある。このK27の資 妾の名、第三欄には戸主の男子の名、第四欄には戸主の女子の名を記している。第五欄は、関連の項目を記すもので、

もかく秦代の戸籍の一例が明らかになった。 ない。したがってこれらの戸籍簡は、官吏の簿籍ではないが、一般庶民のなかでも限られた戸籍の可能性がある。と 告』も指摘するように、秦では民を什伍に編成する制があった。しかしそのなかで伍長となるのは、民のすべてでは(③) この戸籍簡は、数量も限られており検討の余地があるが、完全な簡に「伍長」とあることが注意される。『発掘報

では、戸籍の直接的な目的が、徴兵と徴税にあることを指摘している。

そこで里耶秦簡では、想定される官吏の名籍のほかに、以下のような資料がある。

1南陽の「伍長」などの戸籍(古城の戸籍簡牘)

2二十六年に、県に所属する郷部の管轄で、戸籍が作成されている(木牘⑮9)

三十二年に里典と郵人の任命に関するやりとりがあり、そのとき啓陵郷に二十七戸がある(木牘⑧157)

3二十六年の「卒算簿」(木牘⑧133)

三十三年から三十五年におよぶ陽陵県の戍卒の名籍(木牘⑨1~12)

5三十二年に、郵を通じて「徒隷の数」を報告している(木牘⑧154) 4二十七年に、県卒と徒隷、債務労役、司寇、隠官、県に践更する者の簿 (簿籍) がある (木牘⑮5、6)

こうしてみると、秦代には官吏の名籍のほかに、伍長や、郷里の戸籍、卒の名籍、 徒隷や官府にある者の名籍が作

里耶秦簡の情報システム

五七

文字資料による人事や労役の管理・運用という情報システムの側面である。 ており、それを官府の運営に利用していることが推測される。これは簿籍を上申文書とする文書システムをこえて、 の役割は、人員を登録して定期に上部に報告する原簿となるだけではなく、少なくとも県廷では、その簿籍を保存し て労働を徴発する状況がうかがえる。これは簿籍が、実際に労役の運営に使われることを示している。ここから簿籍 成されている。とくに木牘⑯5、6では、県卒と徒隷や、践更する者を簿籍に登録するだけではなく、

の狗 二十日の日付で、その形式は大きく二つに分かれる。一つは、祭祀の物品を準備するもので、倉官の是(名)と、佐 三種類に分かれ、この形式が全体の一割をこえるという。紹介された祠先農簡は、すべて三十二年(前二一五)三月(8) さらに里耶秦簡には、 (名)が、先農を祠るために、倉庫の穀物や塩、酒、肉などを出している。 物品の出入と財務に関する祠先農簡がある。張春龍氏によれば、この資料は銭と穀物 ·物の

⑭639、⑭762:卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出牂〔一〕以祠先農。

⑭656、⑮434:卅二年三月丁丑朔丙申。

のである。その完全な形式は、つぎのようにみえ、ここでは令史がチェックをして、「狗手」のサインがある もう一つは、先農の祭祀が終わったあと、倉官の是と、佐の狗が、その穀物や塩、酒、肉などを払い下げて売るも

倉是佐狗出黍米四斗以祠先農。

- ⑭649、⑭679:卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出祠〔先〕農餘徹豚肉一斗半斗。賣于城旦赫。 所取銭四。 令史
- ⑭652:卅二年三月丁丑朔丙申。 **倉是佐狗出祠** (先 農餘徹酒一斗半斗。 賣于城旦軍。所取銭
- そのほかは一部の残簡であるが、この形式がわかれば、 斗半斗一銭。令史尚視平。 狗手 あとは倉庫から出されたり、売り出される物品の名と量

売る相手の名前がちがうだけである。そこで物品の記事だけを取り出せば、つぎの例が追加できる。

⑭4「鹽四分升一」、⑮451「鹽四分升一」、⑭286「牂一」、⒀598「黍米四斗」、⑯493「黍四斗。卅二年三月丙申 ……」、⑭66「食七斗」、⑭300、764「羊頭一、足四」、⑭654、⑮480「肉汁二斗」、⑭675、⑮490「肉二斗」、⑭

698「酒一斗半斗」

その名称は不明である。ただし⑧774笥牌(彩版二十四、1)には、別の年の資料であるが、倉庫の穀物に関する「出 せて刻歯をしたあと、ふたたび両面を半分にしているという。そこで祠先農簡は、券の形状をもつことがわかるが、 高い形状で、長さは三七センチ(約一・六尺)、幅は一・三~一・七センチである。作成するときには、書写とあわ いる。また祠先農簡の写真は掲載されていないが、張春龍氏はつぎのように形状を説明している。券の両面は中間が 入券」という用語があり、大きく見れば祠先農簡も出入券にふくまれると推測される。 『発掘報告』は、対象となる先農は文献にみえる「神農」の可能性があり、祭祀の物品は少牢にあたるとみなして

卅四年四月盡九月。倉曹當計禾稼出入券以計及縣相付受 (授) 廷 第甲

出入を記した帳簿を作成し、それを上級の官府に報告していたことが想定できる。 廥籍(倉庫の帳簿)を作成して、それを内史に報告している。このような経過からみれば、秦代でも倉庫の管理には て県では、倉庫から穀物を出して支出することになるが、そのとき帳簿で確認するようになっている。また県では 效律など)がある。そこでは倉庫に穀物を出し入れするとき、県嗇夫か丞と、倉官、郷官を交えて封印をする。そし そこで祠先農簡の用途と、簿籍との関連が問題となる。すでに睡虎地秦簡には、倉庫の管理に関する規定(倉律

簿とは別に作成され、物品の支出をする際に確認をする出入券の一種とおもわれる。とすれば祠先農簡をふくむ出入 しかし祠先農簡は、こうした倉庫の帳簿や、上級に報告する廥籍の形態ではない。それは刻歯があることから、帳

里耶秦簡の情報システム

牌をのぞいて未見であるが、居延漢簡などで物品を送付する際の検(荷札木簡)も、こうした実務をおこなう資料と 確認と不正の防止をするために必要な券であると推測される。また里耶秦簡では、竹笥に付けられたとおもわれる笥 券は、送付する文書としての簿籍(決算書)や、物品を確認するための原簿ではなく、実際に物品を出入する際に、

書行政をこえて、行政の運営を支える秦帝国の情報システムといえるものである。 資料が多いことを示唆している。そじて木簡・木牘(文字資料)によって人事や労役、 労役にかかわり、倉庫の管理は財務そのものであった。これもまた里耶秦簡が、通信される帳簿よりも、 で控えを取って保存し、さらに券などによって物品の管理をしていることがわかる。つまり郡県では、 ここから秦代では、文書につづいて、簿籍においても、送付する原本(報告書)のほかに、それぞれの官府と部署 財務の管理をする機能は、文 戸籍は人事と 控えとなる

ニ 秦帝国の社会システム

者をふくむ下達文書)、4郡県内での命令・上申・移行文書(行政文書、簿籍類をふくむ)などである。 は、1文書行政の基準となる暦譜や、2皇帝の詔書、命令(法令をふくむ)、3中央からの命令・通達(宛名と発信 これまで秦漢時代では、 郵や行政機構によって通信される文書行政と、その書式などが考察されてきた。その形式

通信した文書の実物よりも、 里耶秦簡には、このような文書行政をうかがわせる封検や、行書に関する資料がある。しかし公開された資料では、 県の官府で文書の伝達や処理をするために、控えや副本、簿籍の原簿、出入券などの形

態

(データベース、資料庫)を示している。

- 一、文書の受信と発信記録をふくむ処理の控え(電子メールの機能)
- 二、文書に付けられた添付ファイル
- 三、保存された文書、簿籍(データファイル

四、出入の実務をおこなうための出入券(財務管理の資料)など

五、笥牌、物品に付ける検(荷札木簡)など

れたのではなく、さかのぼって戦国秦に形成されていたことを想定しなくてはならない。これは里耶秦簡で明らかに 財務の管理と運営をするために、文字資料として使われたものが多いとみなした。したがって秦帝国では、すでに統 一直後の南方社会で、地方統治の情報システムが実施されていたことになる。これは秦の統一によって初めて整備さ そして木牘の機能は、送付した公文書を確認する控えとして、処理の記録や副本を保存するとともに、人事や労役、

なった、郡県制の構造に関する大きな貢献である。

国の郡県制を考える手がかりがあるようにおもう。その参考として、睡虎地秦簡と張家山漢簡『二年律令』のうち、 のかということである。これは明らかに郡県制や、文書行政、情報システムの不備によるものではない。ここに秦帝 そこで問題となるのは、秦帝国ではこのような地方統治の情報システムができていながら、なぜ短期間で滅亡した

し、そのたびに互いに報告せよ。文書を紛失した場合は、すみやかに官府に告げよ」という規定があった。これは里 すでに睡虎地秦簡の「行書律」には、「文書を伝送したり受信するときは、必ずその発信と受信の日月と朝夕を記

つぎに張家山漢簡には、「行書律」のほかに文書に関する規定がある。たとえば「賊律」には、文書の封印を毀し(3)

耶秦簡でも厳密に守られている。

里耶秦簡の情報システム

文書に関する規定をみておこう。

があったときは、罰金一両とする。ただしその事が実行されなければ、罪に問わない(一七簡)などである。こうし た規定は、文書行政を実行するために必要な項目である。 て、他の封印をした者は「耐して隷臣妾」とする(一六簡)。文書では、誤って文字の多少があったり、誤字、脱字

ている。このような状況は、里耶秦簡でみた情報システムの運用範囲に入る罰則である。 て増減したり、文書で偽って副本を取らずして、負債をのがれたり、賞賜や財物を受けた場合には、それを盗罪とし て城旦春」としている(一三簡)。また文書を盗んだり捨てたりして、それが官印以上の文書であれば、耐罪とする した場合の罰則がある(九簡、一○簡)。上書などで欺けば「完して城旦春」とし(一二簡)、文書の偽造には「黥し (五三簡)。これらは官吏の怠慢や不注意という範囲をこえて、意図的に文書の偽造や改ざん、隠匿を示している。 「賊律」には、公文書の送付ではなく、先にみた券書の類に関する規定もある。それは一四~一五簡に、券書を偽っ しかし「賊律」には、さらに文書の不正に関する罰則がある。たとえば、皇帝の璽印や、徹侯の印、小官印を偽造(3)

官吏の不正を防止するためにも必要だったのであろう。 規定が設けられている。しかし「賊律」に、文書の偽造や不正に関する罰則があることからすれば、こうした規定は、 このように秦律を継承した漢初の張家山漢簡『二年律令』では、たしかに公文書を確実に作成するために、

システムには、官僚や官吏たちによって文書の偽造や不正などが行われるという欠陥があったとおもわれる。 木牘⑯5、6では、民をむやみに徴発した者を県で論断し、その名前を郡に知らせるように命令している。ここから 送労働に対して、農業がはじまる時期の民の徴発に制限をしていた。したがって秦帝国では、けっしてむやみに民を そこで思い出されるのは、木牘⑩5、6の命令である。ここでは中央の規定に対して、洞庭郡守が、所属の県の輸 刑罰で取り締まったのではないことがわかる。しかし張家山漢簡の規定を参考にすれば、郡県制の情報

は文書の不正とともに、命令を実施する際に、官吏の怠慢や不実が起こることを予想している。

システムが十分に機能しなかったのではないかと推測される。 ら秦の郡県制と情報システムは、その原理に不備があったのではなく、その運用において偽造と不正などを防止する したがって、秦が占領した地域に官吏の不正や横暴があれば、それは民衆の反発と不満を招くことになる。ここか

ち「語書」では、直接的に文書の偽造や不正を述べていないが、秦の官吏に対して法令を遵守する規定と解釈するこ 法令に従うように命令したと、おおむね理解してきた。つまり「語書」は、旧楚の人びとに対する命令であり、ここ(③) に戦国秦と楚の軋轢がみえるというわけである。この一面は間違いない。しかし里耶秦簡の情報システムを知り、木 地である楚の地域に「邪悪な習俗」が残っており、秦の律令に従わないため、南郡の長官が県・道の嗇夫たちに秦の このように考えると、睡虎地秦簡「語書」についても別の見方ができそうである。これまで「語書」は、 6の命令や、張家山漢簡の官吏に対する罰則をみると、それは秦の官吏にも通用することがわかる。すなわ 秦の占領

基盤となったのであろう。しかし秦の情報システムには、装置としての原理は整っていたが、それを実施する時点で、 の欠陥の一つとなる。 不正や偽造などの余地があったとおもわれる。これは後世の中国史でもなお解決されていない問題であり、 ことができる。だからこそ伝統中国の地方行政では、県を末端の単位とする郡県制(後世では州県制)が、その社会 テムの原理が整っていた。これに則れば地方官府でも、法令や刑罰、 秦の郡県制では、睡虎地秦簡や里耶秦簡にみられるように、約二二〇〇年前に行政制度とそれを運用する情報シス 裁判、治安維持、徴税と徭役などの運用をする 地方行政

しかし秦の滅亡を考えるとき、 地方行政の不備だけが原因であったとはおもえない。 たしかに秦末では、 陳涉

里耶秦簡の情報システム

楚漢戦争の経過をみれば、それは直接的に秦帝国の滅亡には接続しないとおもわれる。つまり秦帝国では、中央の王 広の叛乱をはじめ、最後の占領地である東方地域の蜂起が、秦の官吏の横暴に対して始まった可能性がある。ただし 権と地方行政の統治システムが、十分に連結する仕組みではなかったようにおもわれる。

興亡についても再検討できると考えている。 里耶秦簡には、始皇帝の人物像や、秦の滅亡に関連する資料はみえていない。しかしその資料の内容からは、

あげられ、あらためて巡行の意義や、東方社会の情勢を考える必要がある。 政と情報システムの施行で十分であろう。したがって皇帝の巡行は、地方行政の遵守とは必ずしも直結しないことが それは一に、統一後に始皇帝が東方を巡行する意義である。というのは、 郡県制を東方に徹底させるには、文書行

考える必要がある。また二世皇帝の体制では、王権のあり方について、多くの王族が殺され、それをバックアップす 秦始皇本紀をみれば、始皇帝の死後、どのように後継者を決定するかという装置は、中央の法制と情報システムによっ る貴族たちが誅殺されたり離反することを再検討する必要があるとおもわれる。 二は、秦王朝が滅亡することは、少なくとも地方統治の不備だけが要因ではないということである。ただし『史記』 みずから形成していなかったこともうかがえる。だから秦帝国では、広く祭祀や習俗をふくむ社会システムを

廷尉の系統の資料をあまり採用していないことに関連している。 (3) 耶秦簡の内容は、 里耶秦簡との相違は、司馬遷が利用した情報との違いを示しており、中央と地方の行政にかかわる丞相・御史大夫や、 三に、これまで公表された里耶秦簡は、ほとんど『史記』にみえない情報である。『史記』秦始皇本紀の事件と里 直接的には結びつかない。しかしそれは、公開された資料の少なさが原因ではないと考えている。

このように秦代では、文書行政や、里耶秦簡の情報システムをこえて、さらに祭祀や習俗などの要因をふくむあり

実情を示しており、『史記』秦代史の復元にとって重要な資料であることがわかる。 方を、広く秦帝国の社会システムとみなしている。ただし里耶秦簡は、その内容が限定されるとはいえ、 秦代社会の

おわりに

叙述とあわせて、秦代の歴史や制度を再構成してゆくことも今後の課題となる。 ついて、その全貌が明らかになるのは、全体の簡牘が公開されてからということになる。また『史記』奏始皇本紀の 里耶秦簡は、まだ一部のサンプル資料が公表されているにすぎない。したがって秦代の郡県制と南方社会の実態に

ぎの通りである。 こうした里耶秦簡の全貌を予測するために、現時点での情報システムの原理を考察したものである。その要点は、つ でも変わることはない。ただしその数量と用例がふえれば、新たな形式を追加することになる。本稿で試みたのは、 を処理しながら、すでに統治を支える体系ができていたことがうかがえる。このパターンは、里耶秦簡の公表が進ん をつなぐ役割をもっている。その内容は、中央と郡県の文書行政だけではなく、県レベルの官府で簡牘の文書や簿籍 しかし里耶秦簡は、公表された資料だけでも、新しい文書形式を追加することができ、 戦国と秦漢時代の出土資料

県は下部からの文書を受け取り、上級の官府に報告している。これらは、いわゆる下達文書と上申文書である。しか ことである。その基本単位は県であり、その下部の組織や郷をふくめて文書の集約をしている。ここから里耶秦簡は し重要なのは、サンプル資料が「移動する公文書」の実物ではなく、それを木牘で処理した控えの形式となっている 、洞庭郡の県では、上級の官府から封印された公文書を受け取り、それを下部機構に伝達していた。同じように、

県の官府での処理と保存の形態が多いことが推測される。

よって、文書を転送した控えとなっている。その形式には、つぎのようなものがある。 二、文書の処理では、現代の電子メールのように、受信と発信の記録、文書の本文を木牘一枚の表裏に記すことに

配送する点である。ただし控えを保存し、情報を処理するという原理は、すでに木牘という形態で実施されているこ 電子メールと異なるのは、時間と空間をこえて送信できないために、別に郵あるいは行政の施設によって公文書を 1受信の記録-文書の本文 2文書の本文-発信の記録 3受信の記録-文書の本文-発信の記録

とが注意される。

この形態は、 存された形態となっている。したがって文書と簿籍には、処理の控えとともに、その本文だけを保存する形態がある。 下部に転送する控えではない。それは陽陵県の戍卒のリストに付随する文書を写したものであり、それが一括して保 を保存することも可能であり、こうした形態は戦国楚の包山楚簡にみえている。 牘⑨1~12は、一見すると洞庭郡の尉から伝達された受信の記録と、文書の本文を記したものであるが、これは県の 三、簿籍(帳簿と戸籍)の処理では、本文と受信・発信の控えを作成するほかに、本文だけの資料もある。また木 四、このとき注意されるのは、発信する文書に対して、添付する別の文書を記すケースである。里耶秦簡では、た 睡虎地秦簡「語書」などの古墓の資料と共通している。同じように原理としては、受信や発信記録だけ

る状況がうかがえる。 しかに本文に加えて、証明となる別添の文書を送付するという資料がある。これは添付ファイルの存在である。 しかし里耶秦簡では、こうした文書システムにくわえて、さらに文字資料によって人事や労役、 財務などを管理す

五 戸籍と帳簿では、それぞれの記録を作成するとともに、 それを管理するための資料としている。その一例は、

といえるのである。その保存は、竹笥に入れる場合がある。 木牘(文字資料)によって人事や労役、財務などの管理をする方式は、広く地方統治の運営にかかわる情報システム ほかに、倉庫の穀物や銭・物資などの出入を管理するために作成したと推測される。したがって、このように木簡 先農簡のような資料といわれている。こうした出入券の類は、上申文書として送付したり、控えとして保存しておく 作成したあとも移動や増減を比べ、管理と徴発をするための戸籍である。また里耶秦簡の一割以上を占めるのは、

て秦の郡県制と情報システムは、その原理に不備があったのではなく、その実際の運用において、実行のおこたりや、 などの余地があり、また占領した地域に官吏の横暴があれば、それは民衆の反発と不満を招くことになる。したがっ 定などを参考にすれば、この情報システムには欠陥があった。それは官僚や吏民たちによって、文書の偽造や、不正 働力に対して農繁期の配慮をしており、けっしてむやみに民を徴発していない。しかし張家山漢簡『二年律令』の規 いうことである。これは明らかに、郡県制の不備によるものではない。また木牘⑮5、6の命令をみれば、 六、そこで問題となるのは、秦帝国では地方統治の情報システムができていながら、なぜ短期間で滅亡したのかと 輸送の労

期に、秦の郡県制と情報システムを継承しながら、劉氏一族と諸侯王や、外戚の呂氏一族の間で混乱がみられること の王族や貴族たちの動向をふくめて、王権との関係を再検討する必要があるのではないだろうか。これは漢王朝の初 に結びつかないとおもわれる。そして始皇帝が亡くなったあと、後継者を決定するという問題は、二世皇帝の体制で 七、また秦帝国の滅亡という点からみれば、王権をめぐる支配者と、中央と地方統治の情報システムとは、

偽造と不正などを防止する機能が十分ではなかったと予想される。

里耶秦簡をめぐる問題は、 さらに多岐にわたっている。本稿では、文書システムをもとに、 行政の運営を支える体 にもつながる一視点となる。

里耶秦簡の情報システム

代の情報システムを示す資料群(データベース)であり、漢王朝の構造を知るためにも貴重であると考えている。 系を情報システムとみなして、その情報伝達のあり方を考察してきた。この視点からみれば、まさしく里耶秦簡は秦

(文書行政)に関心が集中していた。これに対して司馬遷は、中央の文書の一部と、地方に分散した書籍などと共通 試みに、秦漢時代の情報伝達について概略を示せば、つぎのようなモデル図になる。従来の研究は、文書システム

する資料を素材としながら、地方官府の資料は、ほとんど利用していない。

情報システム、 秦漢帝国の情報伝達(社会システム) 文書システム 曆、法律、行政文書、 官府の運営 裁判 揭示、 労役、 文書の処理 財務の管理 口頭 交通、 祭祀、 石刻 書籍の普及、 習俗、 人々の往来 書信 地域性

注

- 1 このほか訳注、図録などには、 以下のものが公刊されている。
- 里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳註」(『中国出土資料研究』八、二〇〇四年)

湖南省文物考古研究所「湖南龍山県里耶戦国秦漢城址及秦代簡牘」(『考古』二〇〇三年七期

里耶秦簡講読会「里耶秦簡研究ノート」(『中国出土資料研究』九、二〇〇五年)

- 馬怡「里耶秦簡選校」(武漢大学簡帛研究中心網站、二〇〇五年一一月)
- 『湖南十大考古新発現陳列』(湖南省博物館

- 遺址を紹介している。里耶古城は、出土した陶器から、第一期・戦国中期〜戦国末期の楚文化、 『発掘報告』では、酉水流域の里耶古城遺址のほか、麦茶戦国墓地、清水坪西漢墓地、大板漢代墓地、魏家寨西漢城址、 第二期:秦代の秦文化、 大板東漢
- 3 凡国棟「里耶秦簡文献目録」(武漢大学簡帛研究中心網站、二〇〇七年二月)。ここでは文書の伝達に関連する論文を中心とする。
- 復元」(『日本秦漢史学会会報』五、二〇〇四年)、同「里耶秦簡と秦代郡県の社会」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一九、二 拙稿「中国古代の秦と巴蜀、楚」(二〇〇三、『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』雄山閣、二〇〇六年)、同「『史記』秦漢史像の
- ○○五年)、同「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二一、二○○六年)。
- 5 重なることになる。 管理することを指している。これを秦漢時代でいえば、郡県制の統治(行政、財政システム)は、広い意味で情報システムとほほ 情報システム (Information System) とは、コンピュータを使わなくても、文字資料によって企業や官庁などの人事、 財務などを
- 6 李均明「秦文書芻議-従出土簡牘談起」(『初学録』蘭台出版社、一九九九年)。
- 7 年)、彭浩「読張家山漢簡《行書律》」(『文物』二〇〇二年九期)など。 政については、大庭脩『木簡』(学生社、一九七九年)、永田英正「文書行政」(『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一 『秦漢史探討』中州古籍出版社、一九九八年)、エノ・ギーレ 『郵』制攷」(『東洋史研究』六三−二、二○○四年)など。文書行 |交通と郵の制度については、王子今『秦漢交通史稿』(中京中央党校出版社、一九九四年)、高敏 [秦漢郵伝制度考略] (一九八五、
- 8 字と古代日本』二、吉川弘文館、二〇〇五年)など。また張家山漢簡『奏讞書』にも、文書を留めた罰則の案件がある。ここでは 行書の規定は、鵜飼昌男「居延漢簡にみえる文書の逓伝について」(『史泉』六〇、一九八四年)、籾山明「中国の文書行政」(『文 「張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』(文物出版社、二○○一年)の写真と、『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』釈文修訂本(文物出版 「二〇〇六年)の釈文により、 読替の文字で示す。
- 河東守讞。郵人官大夫內留書八日。詐更其檄書辟留。疑罪。●廷報。内當以為偽書論。(六○簡
- 9 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)『秦律十八種』の行書律一八四、八五簡に「行傳書・受書。必書其起及到日月夙暮・

- 八八簡に「有事請也。必以書。母口請。母羈請。 以輒相報也。書有亡者。亟告官。隷臣妾老弱及不可誠仁者勿令。書廷辟有曰報。宜到不來者。追之。 内史雑」とある。 行書」とあり、 内史雑律
- $\widehat{10}$ 行るの省略とみなすが、あるいは郵とは別に伝達する表現かもしれない。 を読む」(『東方』三一五、二〇〇七年)も同じである。また『発掘報告』では、⑨983「酉陽 従い、漢簡の用例と同じように、遷陵が目的地で、洞庭郡を始発地とする。これは籾山明「山は隔て、 簡報」では、遷陵と洞庭郡を、 始発地と到達地とするが、馬怡前掲「里耶秦簡選校」は、 日安「里耶識小」 洞庭」を酉陽へ郵を以て洞庭郡から 川は結ぶー『里耶発掘報告』 (簡帛研究網站) に
- らかの事情で遷陵県に転送されたとする。これも河内郡から軹県への送付となる。 このほか封泥匣J1-169には「軹以郵行河内」という文面があり、『発掘報告』一八〇頁では、軹から河内へ送った物品が、 何
- $\widehat{\coprod}$ すると理解しているが、県での処理の控えと保存や、文書による管理と運営という側面には、あまり注意していない。 牘研究二〇〇四』広西師範大学出版社、二〇〇六年)などに考察がある。汪氏は、 里耶秦簡の公文書の形式は、李学勤「初読里耶秦簡」(『文物』二○○三年一期)、汪桂海「従湘西里耶秦簡看秦官文書制度」(『簡 秦簡と漢簡の形式が異なるものは、
- (12) 拙稿前掲「里耶秦簡と秦代郡県の社会」。
- $\widehat{13}$ 帛研究二〇〇四』広西師範大学出版社、二〇〇六年)。 拙稿 「包山楚簡と楚国の情報伝達」(『中国研究集刊』別冊特別号、総三八、二○○五年)、同 「包山楚簡及其伝逓的楚国信息」(『簡
- (4) 拙稿前掲「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」。
- 15 前掲 |里耶秦簡訳註]、籾山明「湖南龍山里耶秦簡概述」(『中国古代訴訟制度の研究』京都大学出版会、二〇〇六年)に説明があ
- (16) 拙稿前掲「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」。
- 17 この封検だけでは、どこに伝達するか不明である。またこの理解では、主語が洞庭郡-遷陵県-洞庭郡となって混交することにな 発送。〔遷陵県の〕尉曹が開封せよ。郵をリレーして送れ」と解釈している。この文面は「宛名と発信先」を記す形式とはちがって、 籾山前掲 一山は隔て、 川は結ぶ」では、 封泥匣⑦5「洞庭泰(太)守府。尉曹發。以郵行」の文面について、|洞庭郡太守府から

に「某発」などの表現があるのではないかとおもう。 る。そこで封検の文面は、少なくとも、1宛名と発信先を記す形式、2発信先だけの形式がある。後者には宛名がなく、これは⑧ 「廷主戸発」、『湖南十大考古新発現陳列』の木牘「廷戸発」の形式も同じである。そのため2は添付される封検の形式で、そこ

う。とすれば文書の伝達では、宛名を書いた封検のほかに、発信先と伝達の指示だけを書いた形式が想定される。 毇三斗〕、J1-181「黄穀六斗」などである。これらの封検に宛名はなく、おそらく物品を入れた袋などに付けられたものであろ また『発掘報告』一八〇頁では、別の封泥匣に物品の名称と数量を記すというが、それはJ1-9「銭三百……」、J1-178「白

- 18 永田英正『居延漢簡の研究』第1部第三章「簿籍簡牘の諸様式の分析」(同朋舎出版、一九八九年)、同前掲「文書行政」に詳し
- (9) 文書の伝達では、少し追加する点がある。それは永田氏も指摘されたように、簿籍の場合にも、出土した官府の作成した送り状 乙編』中華書局、一九八〇年)。 がみえることで、これは送り状の控えか下書きとみなしている。たしかに大湾(肩水都尉府)出土の居延漢簡五一一・四〇簡には、 「本始三年八月戊寅朔癸巳。張掖肩水都尉……受奉賦名籍一編。敢言之」とあり、都尉府から上申する送り状がある(『居延新簡甲

またエチナ漢簡(魏堅主編『額済納漢簡』広西師範大学出版社、二〇〇五年)では、候官の下部にある隧の単位でも、送り状を

記した文書(2000ES 9 SF 3 : 2 A)が出土している。

始建国三年三月癸亥朔壬戌。第十隊長育敢言之。謹移卒不任候望名籍一編。敢言之。

- 送付する文書とは別に控えを取ることが要求されたのではないかと推測される。 したがって、これから推測されるのは、候官より以下の部署でも、送付する原本のほかに写しを取っており、候官や都尉府でも
- 21 20 学簡帛研究中心、二〇〇六年)、片野竜太郎「里耶秦簡に見える債務労役」(前掲「里耶秦簡研究ノート」)などに考察があり、 『発掘報告』二〇三頁。 この資料は、邢義田「湖南龍山里耶J1⑧157和J1⑨1-12号秦牘的文書構成・筆跡和原檔存放形式」(『簡帛』第一輯、 「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」では保存との関係を論じた。
- .

里耶秦簡の情報システム

七二

- 〔22〕『発掘報告』二〇八~二一〇頁。
- 大学院文学研究科紀要』四六輯第四分冊、二〇〇一年)、同「戦国秦漢期の伍連座制による民衆支配」(『中国出土資料研究』五、二 **什伍に編成については、これまで多くの研究があるが、最近では水間大輔「戦国秦漢期の伍制における保証制度」(『早稲田大学**
- 24 張春龍「里耶秦簡校券和戸籍簡」(『中国簡帛学国際論壇二〇〇六論文集』武漢大学、台湾大学、シカゴ大学、二〇〇六年)。
- (25) 同右「里耶秦簡校券和戸籍簡」。

○○一年)などの考察がある。

- 26 追補」(一九九二、以上、改訂して『中国古代国家形成史論』に収録、汲古書院、二〇〇七年)、大櫛敦弘「秦代国家の穀倉制度」(『海 南史学』二八、一九九○年)、同「雲夢秦簡倉律より見た戦国秦の穀倉制度」(『海南史学』三○、一九九二年)など。 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)。太田幸男「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって(一、二)」(一九八〇)、同「同
- 27 張家山漢簡「賊律」に 券の名称では、木牘⑧134に二十六年の船を貸し出した「責券」や、木牘⑨1~12に、三十三年に陽陵県の卒の「銭校券」がある。

ります。またで、となれて、りなこう。 by 毀封、以它完封印印之、耐爲隷臣妾。(一六簡)

□□□而誤多少其實、及誤脱字、罰金一兩。誤、其事可行者、勿論。(一七簡)

張家山漢簡「賊律」に

29

偽寫徹侯印、棄市。小官印、完爲城旦春……(一〇簡)偽寫皇帝信璽・皇帝行璽・要(腰)斬以匀(徇)。(九簡)

爲僞書者、黥爲城旦春。(一三簡) 盜書、棄書官印以上、耐。(五三簡:諸上書及有言也自謾、完爲城旦春。其誤不審、罰金四兩。(一二簡)

(30) 張家山漢簡「賊律」に

諸 以所避罪罪之。所避毋罪名、罪名不盈四兩、及毋避也、皆罰金四兩。(一四~一五簡) (詐) 增減券書、及爲書故 (詐) 弗副、 其以避負償、若受賞賜財物、 皆坐臧 (贓 爲盜。其以避論、及所不當【得爲】、

1

- (31) 張家山漢簡『奏讞書』五五簡に、簿籍を偽って城旦を使役した案件がある。
- 蜀守讞。佐啓・主徒令史冰私使城旦環為家作。告啓。啓詐簿曰治官府。疑罪。 廷報。 啓為偽書也。
- 32 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年)など。
- 33 拙著前掲『中国古代国家と郡県社会』終章。伝統中国では、郡や州の変動にもかかわらず、おおむね県は一五〇〇前後で推移し
- (34) 拙稿前掲「『史記』秦漢史像の復元」。
- <u>35</u> 〇〇二年)、同「簡帛発現与《史記》研究」(『簡帛研究二〇〇二、二〇〇三』 広西師範大学出版社、二〇〇五年)、同「『史記』の素 『史記』の取材と出土資料については、拙稿「簡牘・帛書の発見と『史記』研究」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一二、二

材と出土資料」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二〇、二〇〇六年)で論じている。

- 36 半年単位の文書を入れた笥牌がある(巻末資料)。これもファイルの保存であり、伝達する公文書ではない。 乱があり、新黔首を徴発し、そのとき三度の名籍の副本を一笥に一緒に入れた記述がある。また『発掘報告』では、吏曹、倉曹の 『奏讞書』の始皇帝二十七、二十八年(前二二〇、二一九)の「南郡卒史蓋廬摯田假卒史鴡復攸犘等獄簿」には、蒼梧の利郷で反
- 37 版社、二〇〇四年)、關尾史郎「史料群としての長沙呉簡・試論」(『木簡研究』二七、二〇〇五年)など。 るのかもしれない。走馬楼簡牘整理組編著『長沙走馬楼三国呉簡・嘉禾吏民田家莂』(文物出版社、一九九九年)、走馬楼簡牘整理 府の文書行政だけではなく、管理と運営の情報システムとみなせるものがあり、こうしたデータベースが紙と併用される木簡とな から再検討できるとおもわれる。また長沙走馬楼三国呉簡の「吏民田家前」や、倉庫の賦税納入簡、名籍、年紀簿なども、地方官 組編著『長沙走馬楼三国呉簡・竹簡〔壱〕』(文物出版社、二〇〇三年)、胡平生・李天虹『長江流域出土簡牘与研究』(湖北教育出 同じように、西北の都尉府より以下にある候官や隧、関所、懸泉置など限られた施設の漢簡も、文書行政と情報システムの視点

	表1 遷陵県における又書の処埋			
番号	受 信	文書(本文)の内容	発信	
9 5	三下陵来手 〔卯刻盗辰羽子一下陵来手 〔卯刻盗辰羽子,。 〕十九褒来 〕十九褒来	廿七年二月丙子朔庚寅。洞庭守禮謂縣嗇夫、卒史嘉、假卒史穀、属尉。令曰瞻傳送參事郡、屬尉。令曰。傳傳送參事不可至務、為非臣妾、居置實內,內興繇。今清歷兵翰內傳之。大為明庭兵。乃與稱之。居時間之。大。 黃哲。,為即年兵。 持在,以上, 黃哲。 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學	(三) 月丙辰。遷陵丞欧敢 告尉。告郷司空倉主。前書 已下。重聴書傑事。尉别都 郷司空。司李。皆弗留別。它 如律令。/ 如青令。/ 如刻。隸臣尚行。	
6	□〔月〕戊 申夕。士伍 巫下里聞令 以来。/慶 手	〔同文〕	三月庚戌。遷陵守丞敦狐敢 告尉。告尉。告郭雍命言主。 是下丞 是事。尉別曹都鄉田 空傳會司空。 是 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	
9 984	八月壬辰。 水下八刻。 隷妾以来。 /□手	廿八年八月戊辰朔丁丑。酉陽守丞□敢告遷陵 丞主。停里士五伍順小妾□餘有律。事□□□ □遷□令史可聴書従事□□□	八月甲午。遷陵抜謂都郷嗇 夫以律令従事。/朝手。即 走印行都郷。	
9 981	九月庚午 旦。佐壬以 来。 / 扁 発。	卅年九月丙辰朔己已。田官守敬敢言之。廷曰。 令居貲目取船弗豫。謾曰亡。亡不定言。論及 讂問不亡定。謾者訾遣詣廷。問之。船亡審。 樞枲。迺甲寅夜水多。漚流包船。船繋絶。亡 求未得。此以未定。史逐將作者氾中。具志已 前上。遺佐壬操副詣廷。敢言之。	なし .	
8 134	〔八〕月戊 寅。走己巳 以来。/慶 手	廿六年八月庚戌朔丙子。司空守樛敢言。前日言。競陵盞陰狼假遷陵公船一。袤三丈三尺。 名曰柂。以求故荊積瓦。未歸船。狼属司馬昌官。謁告昌官令狼歸船。報曰。狼有逮。在覆 發已卒史衰・義所。今写校券一牒。上謁言已卒史衰・義所。問狼船存所。其亡之。為責券移遷陵。弗□□属。謁報。敢言之。	九月庚辰。遷陵守丞敦狐郄 之。司空自以二月假狼船。 何故□□辟□。今而誧曰。 钱問覆獄卒史衰、義。衰、 義事已。不知所居。其聴書 従事。/慶手。即令□□行 司空。	
(8) 157	正月丁酉 旦。食時。 隷妾冉以来。/欣発	卅二年正月戊寅朔甲午。啓陵郷夫敢言之。成 里典啓陵郵人欽。除士伍成里句・成。成為典。 行為郵人。謁令、尉以従事。敢言之。	正月戊寅朔丁酉。遷陵丞昌 卻之。啓陵廿七戸已有一 典。今有除成為典。何律今。 應尉已除成。 但為啓陵郵 人。其以律令。/ 気手/正 月戊戌日中。守府快行。	
(8) 156	なし	A四月丙午朔癸丑。遷陵守丞色下少内謹案致 之。書到言。署金布発。它如律令。/欣手	四月癸丑。水十一刻刻下 五。守府快行少内。	
® 152	四月甲寅日 中。佐處以 来。/ 欣発。	B 卅二年四月丙午朔甲寅。少内守是敢言之。 廷下御史書。擧事可為恒程者。洞庭上裙直書 到言。今書已到。敢言之。	なし	
8 158	なし	C 卅二年四月丙午朔甲寅。遷陵守丞色敢告酉 陽丞主、令史。下絡裙直書已到。敢告主。	四月丙辰旦。守府快行旁。 欣手	

表2 遷陵県における簿籍の処理

番号	受 信	簿籍に関する資料	発 信
9	甲辰水十一 刻。不 到。不 里 午以 之 半 手 手 系 、 以 条 十 、 以 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	廿六年五月辛巳朔庚子。啓陵郷□敢言之。都郷守嘉言。渚里□·····勃等十七戸。都郷皆不移年籍。令日移籍。◆今問之勍等徒·····書告都郷曰。啓陵郷末有牒。毋以智勍等初産至今年数。·····。謁令都郷具問勍等年数。敢言之。	遷陵守丞敦狐敢告都郷 主。以律令従事。/建手□
⑨ 1 1 12	/嘉手・以 洞庭司馬印 行事。	〔文書:陽陵の債務労役者のリスト〕 卅五年四月己未朔乙丑。洞庭段尉觿謂遷陵 丞。陽陵卒署遷陵。其以律令従事。報之。當 騰。	なし
® 133	八月癸巳。 水下四刻。 走賢以来/ 行手	或遷。廿六年三月甲午。遷陵司空得、尉乗… …卒算簿。 廿七年八月甲戌朔壬辰。酉陽具獄。獄史啓敢 啓治所獄留□。敢言之。◆封遷陵留。	八月癸巳。遷陵守丞陇告司 空主。聴書従事起行司 空。
8 154	なし	卅三年二月壬寅朔朔日。遷陵守丞都敢言之。 令曰。恒以朔日上所買徒隷数。 ● 問之毋當令 者。敢言之。	二月壬寅。水十一刻刻下 二。郵人得行。图手
8 147	なし	遷陵已計。卅四年餘見弩臂百六十九。 • 凡百六十九。 六十九。 出弩臂四輸益陽。出弩臂三輸臨沅。〔 • 〕凡 出七。今八月見弩臂百六十二。	なし
(<u>16)</u> 8	なし	□八人。 司空三人······。······内七人。(正) ······之令日上。敢言之。 (背)	なし

- *表1は、サンプル資料を基礎として、その内容を受信、本文、発信の欄に記入している。 資料は、「簡報」『発掘報告』とは反対に、おおむね下層⑯~⑧層の順に配列した。
- *釈文は、重複記号に文字を入れ、読替の文字で示した。
- *表2は、サンプル資料を基礎として、受信、本文、発信の欄に記入している。 表の下には、「簡報」と『発掘報告』「簡牘と封検」などの追加資料を記した。

[その他]

⑫10正面: 廿六年六月癸丑。遷陵抜訊棲・蛮・衿…… 背面: 〔鞫〕之越人以城邑反。蛮・衿・害弗智……

[『発掘報告』などの追加。 」は改行を示す]

- ⑩1 (残簡、両側塗墨) □洞庭泰守府 □時守府快以来。
- 162 (図版なし)

卅年三月己未。平邑郷涇下佐昌與平邑故郷守士〔伍〕虽、中、哀、佐涅。童禺□□不備十三 真銭百九十五。負童分銭□卅八。

163 (図版なし)

尉曹書二封。丞印。」一封詣零陽。」一封詣昆陽邑。 九月己亥。水下八走印?以□

〔笥牌〕

- ⑨982 (長11.8、幅5.8センチ。図版『湖南十大考古新発現陳列』) 卅四年十月以盡四月。吏曹以事笥
- ⑧774 (彩版二十四、1)

卅四年四月盡九月。倉曹當計禾稼出入券以計及縣相付受(授)廷 第甲

- ⑧775 (彩版二十四、2) 從人論報擇免歸致書具此中。
- ⑨2318 (彩版二十四、3) 遷陵廷尉曹卅一年期会以事笥
- ⑨2319 (彩版二十四、4) 都郷月劉笥

七五